

## しずおか元気旅における「同居」の条件について

事業再開にあたり、感染拡大防止の観点から旅行割引適用条件が「**静岡県民(同居の方との少人数の旅行に限る)**」へ変更となりました。

【しずおか元気旅における「同居」の定義】

感染拡大防止の観点から、**同居の方(=日常生活を共にしている人)同士の旅行のみを割引対象といたします。**

静岡県民であることおよび同居していることの確認は、県内旅行業店舗での旅行申込時や宿泊施設でのチェックイン時等に、旅行者全員の本人確認書類をご提示いただくことで確認します。このとき、**旅行者全員の本人確認書類に記載されている住所が同一であることが必須条件**です。

有効な本人確認書類の例・・・運転免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポート、学生証、公共料金請求書または領収書 等

(※公共料金請求書または領収書は、宿泊・旅行日より1か月以内に発行されたもの)

<留意事項>

- ・同一の旅行予約、同一の宿泊予約の中に一人でも同居していない(=同一住所に住んでいることが証明できない)人が含まれている場合は、全員が割引対象外となります。
- ・同一住所にお住まいで日常生活を共にしている方同士であれば、同行者が「家族」であるかどうかは問いません。
- ・お一人でのご旅行については、静岡県在住の条件を満たしていれば割引対象となります。

2021年7月5日 しずおか元気旅事務局